

石井町本人通知制度事前登録申請書（新規）

石井町長 殿

石井町住民票の写し等第三者の交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。 年 月 日

申請者氏名 (通知対象者)		フリガナ	連絡先 (電話番号)	自宅・携帯・その他	
生年月日		年 月 日		性別	男・女
現住所		〒 -			
通知対象	□住民票関係	□現住所と同じ 石井町		世帯主	
		□最新の住民票のみ □その他の住民票（別紙のとおり）			
	□戸籍関係	石井町		筆頭者	
		□最新の戸籍のみ □その他の戸籍（別紙のとおり） □最新の附票のみ □その他の附票（別紙のとおり）			

※代理人による申請の場合は、次の欄に記入してください。

代理人区分	□法定代理人（□未成年者法定代理人□成年後見人） □代理人				
代理人住所	□申請者の現住所と同じ				
代理人氏名	フリガナ	連絡先 (電話番号)	自宅・携帯・その他		
生年月日	年 月 日		性別	男・女	

《注意》 次の書類を提示又は提出してください。

- (1) 申請者又は代理人が、本人であることを証する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）
- (2) 法定代理人であるときは、(1)の他にその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
- (3) 法定代理人以外の代理人であるときは、(1)の他に代理人である旨を証明する書類（委任状）
- (4) 現在、石井町に住民票も戸籍もない方は、現在の住所を証する公的な書類（住民票の写し等）

<p>■ 裏面の説明及び注意事項を読み理解しました。 署名（本人又は代理人） _____</p>
--

※事務処理欄（次の欄は、記入しないでください。）

本人確認	□運転免許証 □旅券 □個人番号カード	受付	名簿
	□その他（ ）		
代理権限	□戸籍謄本等（公簿確認・原本還付） □委任状	処理	
	□登記事項証明書（原本還付）		
登録期間	年 月 日 ~	登録番号	

(様式第1号裏面)

～ 本人通知制度について ～

必ずお読みいただき表面の同意欄に署名してください。

1 本人通知制度とは

- (1) この制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本等を第三者等に交付した場合において、事前に登録された方に対し、その交付の事実を通知し、不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図ることを目的とした制度です。

登録日の翌日以降に第三者等に住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に石井町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。

※注意① この制度は、第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、その交付を止めたり、交付の可否をお問い合わせするものではありません。

- (2) 次の請求は通知の対象になりません。

- ① 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
- ② 登録者本人、同じ戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍関係の請求
- ③ 国又は地方公共団体からの請求
- ④ その他町長が特別な理由による請求であると認めた請求

※注意② 通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付した場合に限り送付します。また、事前登録者と同一の世帯又は同一戸籍に属する者であっても事前登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。

- (3) 通知書では、次の事項をお知らせします。

- ① 交付年月日、交付種別、交付部数、交付請求者の区分（代理人、第三者（個人）、第三者（八土業以外の法人）、第三者（八土業））

八土業（特定事務受任者）とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

※注意③ 請求者の氏名や住所等の個人情報には通知されません。

2 事前登録について

- (1) 登録期間 事前登録の期間は無期限です。登録日は原則、申請日の翌日となりますが、審査に時間を要する場合は遅れることがあります。

- (2) 変更申請 住所、氏名等事前登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

なお、次の事由に該当した場合は、事前登録を廃止します。廃止通知は行いませんので、ご注意ください。

- ① 死亡、国外転出、居所不明等により事前登録者の住民票が消除されたとき。
- ② 本町が発送した住民票の写し等交付通知書が返戻されるなど、登録者の住所が不明のとき。
- ③ 事前登録者に係る住民票の写し等の保存期間が経過したとき。

- (3) この登録事務等において、住民基本台帳及び戸籍等の内容を確認する場合がありますので予めご了承ください。